「寡婦等が扶養している二十歳以上である子等」を「寡婦の被扶養者」に、「修業資金」を「寡婦修業資金」に改め、同条第六号中「以下「就職支度資金」を「次条第一項において「寡婦就職支度資金」に改め、同条第七号中「医療介護資金」を「寡婦医療介護資金」に改め、同条第八号中「及び第四号」を「から第五号まで」に、「生活資金」を「寡婦生活資金」に改め、同号ハ中「失業している期間中離職の日から一年を超えない範囲内の期間（以下「失業貸付期間」という。）」を「失業貸付期間」に改め、同条第九号中「第三十二条第五号」を「第三十二条第六号」に、「住宅資金」を「寡婦住宅資金」に改め、同条第十号中「第三十二条第六号」を「第三十二条第七号」に、「以下「転宅資金」を「次条第一項において「寡婦転宅資金」に改め、同条第十一号中「第三十二条第七号」を「第三十二条第八号」に、「「就学支度資金」を「「寡婦就学支度資金」に、「就学支度資金の」を「寡婦就学支度資金の」に改め、同号イ及びロ中「二十歳以上である子等」を「寡婦の被扶養者」に、「就学支度資金」を「寡婦就学支度資金」に改め、同条第十二号中「第三十二条第八号」を「第三十二条第九号」に、「以下「結婚資金」を「次条第一項において「寡婦結婚資金」に改める。

第三十七条第一項の表事業開始資金の項中「事業継続資金」を「寡婦事業開始資金」に改め、同表事業継続資金の項中「事業継続資金」を「寡婦事業継続資金」に改め、同表修学資金の項中「修学資金」及び「当該資金」を「寡婦修学資金」に、「二十歳以上である子等」を「寡婦の被扶養者」に改め、同表技能習得資金の項中「技能習得資金」を「寡婦技能習得資金」に改め、同表修業資金の項中「修業資金」を「寡婦修業資金」に改め、同表就職支度資金の項中「就職支度資金」を「寡婦就職支度資金」に改め、同表医療介護資金の項中「医療介護資金」を「寡婦医療介護資金」に改め、同表生活資金の項中「生活資金」を「寡婦生活資金」に改め、同表住宅資金の項中「住宅資金」を「寡婦住宅資金」に改め、同表転宅資金の項中「転宅資金」を「寡婦転宅資金」に改め、同表就学支度資金の項中「就学支度資金」及び「当該資金」を「寡婦就学支度資金」に、「二十歳以上である子等」を「寡婦の被扶養者」に改め、同表結婚資金の項中「結婚資金」を「寡婦結婚資金」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　寡婦福祉資金貸付金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

第三十七条に次の三項を加える。

3　前項の規定による寡婦福祉資金貸付金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

4　寡婦修学資金、寡婦修業資金及び寡婦就学支度資金の貸付金は、無利子とし、その他の寡婦福祉資金貸付金については、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を年一・五パーセントとする。

5　寡婦事業開始資金、寡婦事業継続資金又は寡婦住宅資金の貸付金であつて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から一年以内に貸し付けられるものについては、第一項の規定にかかわらず、その据置期間を、貸付けの日から二年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて厚生労働大臣が定める期間延長することができる。

第三十八条中「寡婦福祉資金」を「寡婦福祉資金貸付金」に改め、同条の表を次のように改める。

第九条第一項	母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金	寡婦修学資金、寡婦修業資金又は寡婦就学支度資金
	配偶者のない女子が扶養している者	寡婦の被扶養者（第三十二条第八号に規定する寡婦の被扶養者をいう。以下同じ。）
第九条第二項		
第九条第三項		
第九条第四項		
第十条		
第十一条		
第十二条第一項		
第十二条第一項第一号		
第十二条第一項第二号		
第十二条第一項第三号		
第十二条第二項		
第十二条第二項第一号		
第十二条第二項第五号		
第十二条第三項		
第十二条第三項第一号		
第十二条第三項第二号		
第十七条		
第十八条において準用する第十七条		
第二十三条第二項各号		
第二十七条第四項		
第三十二条第二項		
第三十三条第二項各号		
第三十七条第四項		
第三十八条において準用する第十七条		
前条第四項	配偶者のない女子が扶養している者	寡婦の被扶養者
	母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金	寡婦修学資金、寡婦修業資金又は寡婦就学支度資金
	就職し、又は	又は
第九条第二項		
第九条第三項		
第九条第四項	母子事業開始資金又は母子事業継続資金	寡婦事業開始資金又は寡婦事業継続資金
第十条	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金及び母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金及び寡婦生活資金
第十一条	母子修学資金	寡婦修学資金
第十二条第一項	母子修学資金の貸付けは	寡婦修学資金の貸付けは
第十二条第一項第一号	母子修学資金	寡婦修学資金
第十二条第一項第二号	母子修学資金	寡婦修学資金
	配偶者のない女子	寡婦
第十二条第一項第三号	第十三条第三項	第三十二条第二項
	母子修学資金	寡婦修学資金
	児童又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等（同条第二項の規定による貸付けに係る二十歳以上である者を含む。）	寡婦の被扶養者
第十二条第二項	第五条第二項各号	第三十三条第二項各号
	母子技能習得資金及び母子生活資金	寡婦技能習得資金及び寡婦生活資金
第十二条第二項第一号	配偶者のない女子	寡婦
第十二条第二項第五号	母子技能習得資金	寡婦技能習得資金
第十二条第三項	母子修業資金の貸付けは	寡婦修業資金の貸付けは
第十二条第三項第一号	母子修業資金	寡婦修業資金
第十二条第三項第二号	母子修業資金	寡婦修業資金
	配偶者のない女子	寡婦